


Title	『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について： アングロ=ノルマン期における農村の社会的諸関係の解明に向けて
Sub Title	How did the English change their Names from Saxon to Continental Style just after the Norman Conquest?
Author	鶴島, 博和(Tsurushima, Hirokazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.60, No.1 (1991. 4) ,p.1- 30
JaLC DOI	
Abstract	<p>In the previous paper ('On the Norman Settlement and Anglo-Saxon Knights', the Studies in Western History, vol. 123, 1981, pp. 33ff), the present author suggested that when we probed deeply into the actual circumstances of the Norman settlement in rural society in England, one of the chief obstacles was the fact that after the Norman Conquest, a lot of English people changed their names from the Saxon to the Norman style. Mr. M.T. Clanchy, in his recent work (England and its Rulers 1066-1272, Oxford, 1983), also maintained that "One reason why it was difficult to decide who was Norman and who was English by Fitz Nigel's time was that most freemen by then used non-English personal names like 'Richard' and 'Robert' (pp. 56f)." It is, however, also difficult to decide how they had changed their own names. Nobody has given a precise answer to this simple question. So the purpose of this paper is to unravel some of the hidden processes of the Saxon's changing names. For this purpose I used Textus Roffensis as a main source and therefore set geographical and time limits for this study within Kent c. 1086-1120, in order to avoid generalizing the results. It, however, goes without saying that they cannot be merely disposed as one exception. The research into Textus Roffensis leads me to the following conclusions. First, (1) Some Saxons, especially local figures in villages had changed their names after the continental style such as Robert in order to form close connection with Norman settlers ; Rodberto Latimi, et lfuino frater ejus praeposito de Chetham (Textus Roffensis fo. 212r). In the second place, (2) Under this condition, some used French names as common or additional name : quidam Uulfuardus, cognomine henricus de Hou (Textus Roffensis, fo. 183r). As time went on, a common name seemed to become a real name and an aboriginal one seemed to disappear. Thirdly, (3) the parents gave continental names to most of their children, although some of them were named in the Saxon style. "Evidently each new generation gave a larger proportion of its children foreign names, as Norman rule and French fashions became more normal, until by 1200 the great majority of freemen in southern England at least had ceased to bear English names (Clanchy, op. cit., p. 57).</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910400-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910400-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

——アングロ・ノルマン期における農村の社会的諸関係の解明に向けて——

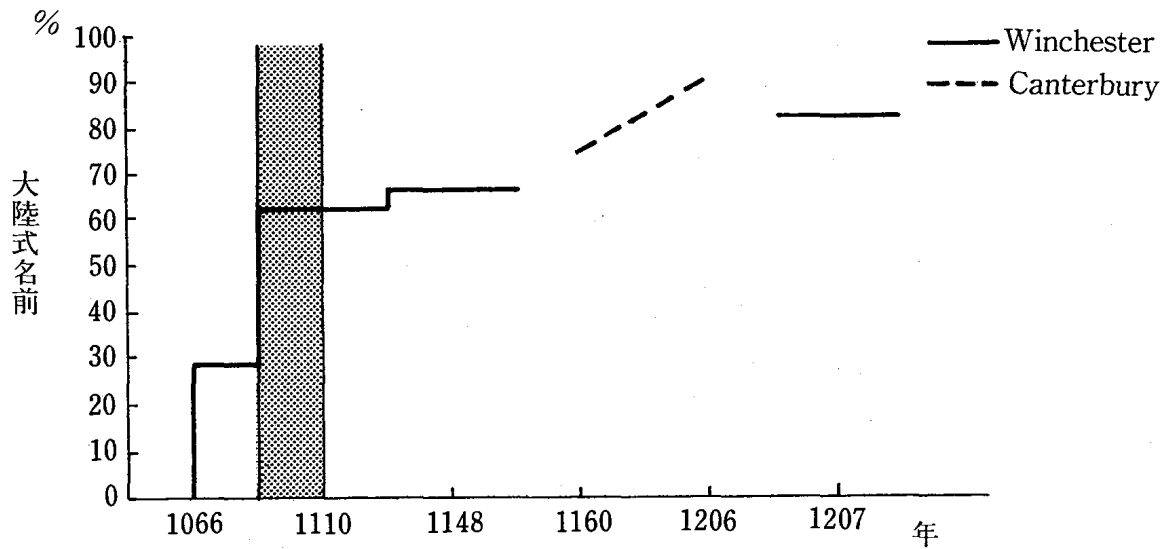
鶴 島 博 和

## 1

筆者は、ノルマン系騎士とサクソン系騎士<sup>(1)</sup>の階層的融合を議論した旧稿の中で、正確な議論の障害となるのが「大量のサクソン系住民が『征服』直後から名前を大陸式<sup>(2)</sup>に変えていった」という歴史的事実にある、と主張した。最近克蘭シーも同様の主張を行っている。著書の中で、彼は Winchester と Canterbury について具体的な数字をあげて、十二世紀を経るにしたがって、大陸式の名前が史料の中で一般化していく傾向を指摘している。およその傾向は図1でグラフに示した。「世代が変わるごとに親たちは子供達に大陸式の名前を与えていった。その割合はかなりのもので、ノルマンの支配とフランス

的流儀がますます一般的になるにつれて、一二〇〇年までは南イングランドの自由人の大半はもはやサクソン流の名前を持っていなかった」という彼の主張は、この時代の歴史を扱うものにとって、経験的に理解できるであろう<sup>(3)</sup>。

しかし、サクソン人が名前を大陸式に改めた方法は、親が子に旧来の慣習を破って、リチャード (Richard) とかロバート (Robert) といった大陸流の名前をつけたことだけに求められるのであろうか。それが、もっとも一般的な方法であることは疑いの余地がないが、具体的にどうやって名前を変えていったのだろうか。子供達すべてにフランス流の名前を与えたのであろうか。それとも一部の子供だけだったのか。改名の問題は興味があ



Clanchy, *op.cit.*, p.57より作成

図1 アングロ=サクソン式名前と大陸式名前の変動

きない。特に、図1にも見られるように、命名法における変動期ともいべき一〇八〇年代から一一二〇年代までの状況はどうだったのか知りたいところである。そこで本稿では、具体的史料に即していくつかの事例研究を行い、この問題に一つの解答を示したい。もちろんこれは一つの解答であって、共通の文化的基盤を持っていた集団が別の集団の名前を受け入れるという文化断絶的な問題全般を照射できるものではない。

さて、ここで本論に入る前に、検討する史料について一言述べておきたい。Textus Roffensisなる史料が、ケントのロチェスター司教座聖堂図書館に収蔵されている(補註)。Textusは、まず司教座聖堂附属修道院の文書庫(scrinium librarii)<sup>(4)</sup>に保管されていた文書が、一一二〇年代から三〇年代にかけて転写されて二冊の本となり、ついで遅くとも十四世紀までには一冊にまとめられて今日に至った史料集成である。同書の前半、フォリオ一〇一八は、アングロ=サクソン期の法典集を中心とした史料集で、十二世紀の文書庫の文献目録では“*Institutiones regum Anglorum*”と記載された一冊の本であった。Textusの後半のフォリオ一一九〜二三五は、司教座と附属修道院のカーチュラリー(chartulary)

ともいふべき史料集で、これまた十二世紀には一冊の本であった。この後者の史料集は、特許状、寄進状、十分の一税のリスト、軍役のリストそして右で述べた文書庫の文献目録を含み、アングロ・サクソン末期やアングロ・ノルマン初期のケント農村の実態を検証するになくてはならない史料である。特に征服後の農村におけるサクソン系豪農の動向を知ることができる数少ない史料の一つであり、われわれの目的に最もよく答えてくれる史料である。<sup>(5)</sup>従って以下この史料を中心に、同時代の他の史料と突き合わせつつ、右で述べた課題を検討していくことにする。しかし、こうした検討によって得られる結果が、イングランド東南部に位置するケント地域に当てはまるものであり、安易に一般化すべきものでないことは言うまでもない。

#### 註

- (1) 「サクソン」(Saxon)は、ノルマン征服の頃にはあまり使われない呼称となっていたのみならず、「サクソン」の語を多用することで見失うものが出てくる。ここでは「アングロ」(Anglo)に由来する「イギリス」という言葉を用いるべきであるが、「サクソン」という言葉が「イギリス」の意味で用いることが慣行であることや、旧

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

- 稿で「征服者」一般を意味する「ノルマン系」に対する「被征服民」一般という意味をもたせたこともあり、今回は「サクソン」という言葉を用いる。拙稿「所謂“Norman Settlement”について—ノルマン系騎士とサクソン系在地勢力との支配関係設定をめぐって」『西洋史学』一二三号(一九八二年)。「アングロ」の「サクソン」に対する優越については、次の文献を参照のこと。P. Wormald, 'Bede, the Bretwaldas and the Origins of the Gens Anglorum' in P. Wormald (ed.) *Ideal & Reality in Frankish & Anglo-Saxon Society*, (Oxford, 1983), pp. 99-129. 鶴島博和「〈Rex Anglorum〉: Anglo-Saxon or Anglo-English?」『西洋史研究』新輯第十九号(一九九〇年十一月十八日)。
- (2) 拙稿「所謂“Norman Settlement”について」pp. 33.
- (3) M. T. Clanchy, *England and its Rulers 1066-1272* (Oxford, 1983), p. 57.
- (4) 一二〇二年の同修道院の文書庫目録では *scrutinium* という言葉が用いられている。W. B. Rye, 'Catalogue of the Library of the Priory of St. Andrew, Rochester, A. D. 1202', *Archaeologia Cantiana*, vol. iii (1860), p. 54. 〈*scrutinium*〉については宮松浩憲「中世フランスの文書庫、文書集、文書—中世人の文書観—」『産業経済研究』三〇—二(久留米大学) (一九八九年)』 pp. 193.

(15) P. Sawyer (ed.), *Textus Roffensis Part II, Early English Manuscripts in Facsimile*, vol. XI, (Copenhagen, 1962). 刊本については T. Hearne (ed.), *Textus Roffensis* (Oxford, 1720) が最も本稿にも参照した。以下註では T. R. と略記するが、本文中では略記を避け、*Textus Roffensis* のことば *Textus* とする。文書庫の文献目録は fo. 228r にある。この文書集が作成された動機を、サザン (Southern, R.W.) は、ノルマン征服という未曾有の事態に直面したイギリス人修道士の自らの帰属性 (identity) を求める熱情にあったとする。大江・佐藤・平田・渡部共訳『歴史叙述のヨーロッパ的伝統』(創文社歴史学叢書、一九七七年)、pp. 144—145。後で折々に言及するように司教座や附属修道院の参事会員 (canon) や一般の修道士が、ロチェスター近隣の農村有力家系から供給されたことや、その有力家系が附属修道院との祈禱盟約兄弟団 (*societas: fraternity*) を作っていたことは (以下本文で該当する箇所はゴチック文字で強調したので参照願いたい)、修道院内部での地域派ともよべる彼等と汎ヨーロッパ的に集まってくる教会上層部との間でのなにかの暗黙の緊張関係を生んだであろう。*Textus* が編集された一二二〇年から三〇年代にかけての司教は、すべて大陸出身である。Ernulphe (1114-1124) は St. Symphorien (Beauvais) の修道士の経歴をもち、John (1114-1137) は同司教で

後にカンタベリー大司教となった Ralph d'Escures の甥で、Bayeux 近隣の Escures 出身と思われる。以上は John le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae 1066-1300*, vol. ii (London, 1971) より。  
(補註) 現在は、Maidstone の西ケント古文書館で保管されている。カタログマークは、DRC/R1 である。

## 2

Oxford はカタベリ大司教のmanaであるが、*Domesday Book* (9) によると、三人のセイン (thegn: 戦士) がこのmanaに属する地積一・五スールング (sulung) の所領を年価値十二ポンドで保有している。*Domesday Book* のカタベリ側の衛星文書である *Domesday Monachorum* (8) によると、この三人とは Robert Interpres (通訳または仲介者) と Geoffrey de Ros' 及び Haimo the sheriff である。また Robert と Geoffrey は共同保有の形をとり、その所領は年価値八・五ポンド、Haimo の所領は三・五ポンドで合わせて十二ポンドということまでわかる。(9) 尚、ここでいう年価値とは、その所領から得られる(10) ないしは得られた「請負地代」額のことである。

Haimo の家は十一世紀から十二世紀初頭までケント

の州長官職を占め、バロンとして地位のあるそれなりの家系であった。<sup>(11)</sup> また Geoffrey も後に下級バロンに属する Ros の家系につながるノルマンの騎士であった。<sup>(12)</sup> 問題は Robert である。彼はバイユー司教オドの所領請負人であり、<sup>(13)</sup> *Domesday Book* で Robert Latimer (*Latimerus*) または Latin (*Latinus*) と記録された人物と同一であろう。それは *Latimerus* が *Interpres* と同じ「通訳」の意味であることにも示されている。「通訳」は、*Domesday* 調査に於いて、フランス語を母語とするノルマン人の調査団と、調査のためにハンドレッド集会に集った英語を母語とするサクソン人の間に立った人物に与えられた字名であろう。Robert が請け負った所領は表 1 から明らかのように、Lessnes、Chatham と Boxley という三つの集落を中心に、ケント西部に局地的に展開し、その全所領年価値は百ポンドを越えている。この数字は、単純にオドの家臣層のそれと比較しても、かなり上位にランクされるものである。<sup>(14)</sup> また Tottington を王から請け負っている。<sup>(15)</sup> もっとも、この土地はもともとオドの所領であり、司教が王に贈与した土地であること考慮すると、Robert が直接王から請け負ったとは即断できない。確実なことは、*Domesday Book* や *Domesday*

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

表 1 *Domesday Book* における Robert Latimer が請け負った所領

貸与者	所領	地積(sulung)	年価値	請負地代
大司教	Otford		£ 8.5	£ 8.5
オド、バイユー司教	Lessnes	4	£ 22	£ 30
	Bromfield	1	£ 5	£ 5
	Chatham	6	£ 15	£ 35
	Boxley	5	£ 30	£ 40
	Harberton	—	£ 3	£ 4
	Testan	1	£ 5	£ 5
	Bensted	1yoke	£ 2	£ 2
Richad fitz Gilbrt		6acre	£ 6	£ 6
国王	Tottington	0.5	£ 2	£ 2
		1yoke*	£ 0.5	£ 0.5
計			£ 94	£ 138

\* 1 スールング(sulung) = 4 ヨークス(yokes)

D.B.より筆者作成

*Monachorum* などで、同時代人たちが彼を Haimo や Geoffrey と同じ戦士層に属すると証言していることである。恐らくは馬に乗ってケントの田園地帯を走り抜けた騎士であつたらう。<sup>(16)</sup> 騎乗の可能性については 4 で述べる。なお本稿にでてくる主要な地名は図 2 を随時参照していただきたい。

この Robert なる人物は、*Textus Roffensis* によると、**FELFWIN** という兄弟とともに州長官 Haimo の役人と記されている（“*liberavi iam ministris vicecomitis, Rodberto scilicet de Sancto Amando, et Rodberto Latimi, et Alfuino frater ejus praeposito de Chatham*”<sup>(17)</sup>）。**FELFWIN** は Robert の中心所領の一つである Chatham の代官（*praepositus*）であるが、何よりもその名前がサクソン流であることから、Robert 自身もサクソンであるといえよう。<sup>(18)</sup> 兄弟の Chatham との密接な関係を考えると、彼らは Chatham に根を張るサクソン系豪族の出であり、Robert は Chatham の「在地領主」であった可能性が高い。そうするとロチェスター司教座の **canon** を経験した、Chatham の聖職者 **Fegeric** と **Godeyfe** が彼らの両親であるというドゥッ・ブレ<sup>(19)</sup>イの指摘も可能性なしとはいえない。

征服後司教オドは、「通訳」という字名をもつフランス語を流暢に操るサクソン人「在地領主」を請負人として用いた。それは征服直後の不安定な情勢で、ノルマン

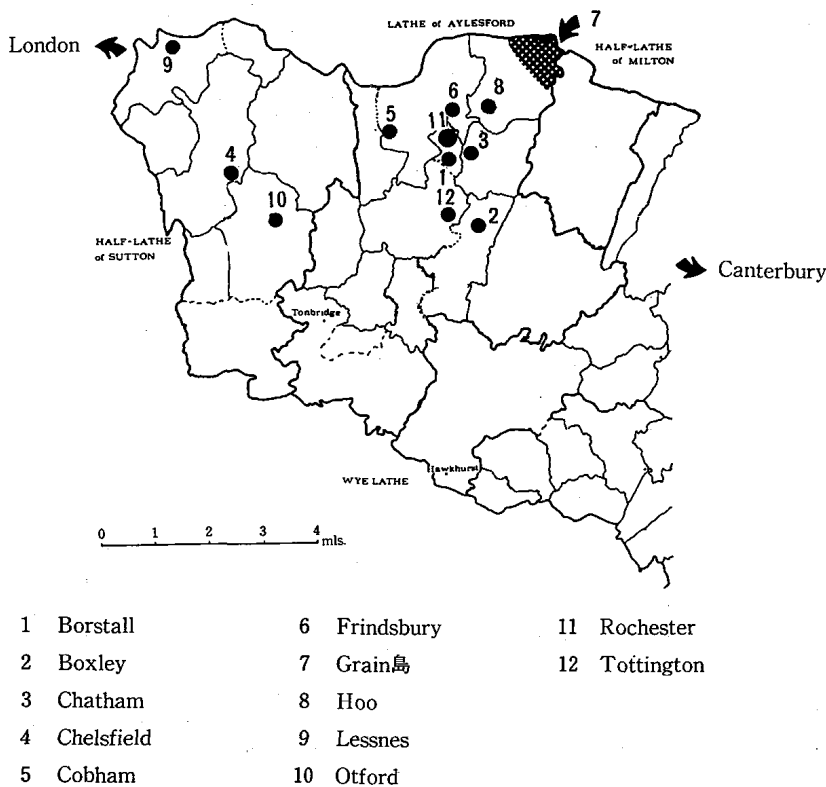


図 2 関係地図

系貴族オドにとって間接的な形であれ所領支配を確実にし、一方サクソン系の「在地領主」にその地位を保証した。そして、このような関係こそが、両者の封建的関係の設定を可能にしたのである<sup>(20)</sup>。だから Robert は、同時代人から Haimo と Geoffrey de Ros と同じくセインと呼ばれたのである。

Robert は生まれたときからの名前であろうか。それとも改名したものであろうか。一〇八六年の時点で Robert は明らかに成人に達していた。また男子を残さず、Robert は一一〇〇年頃には亡くなったようである。死に瀕した Robert は、死後の祈禱を念じて、カンタベリ大司教アンセルムから保有していた Grain 島の沼沢地を、大司教の許可を得てロチェスター教会と附属修道院に寄進した。修道士はこの土地から毎年三十シリングの収入を得るとある<sup>(21)</sup>。Robert の死後、彼の所領は Haimo の手にわたり、後継者のいない Chatham の豪族の家も史料の上から姿を消すことになる<sup>(22)</sup>。その後 Chatham は Haimo を始祖とする Crevequer 家の中心所領となつていく。こうした経緯を考えると、相続人なしの所領は、封主の手中に復帰 (escheat) する故に、おそらく Robert Latimer はその時点で Haimo の封臣となつた

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

のであろう。その時期は、バイユー司教オドが最終的にイングランドの所領を没収され、ケントに関して言えば彼の所領が Haimo を初めとする何人かの直属封臣に下賜された一〇八八年直後であろう<sup>(23)</sup>。もしこの推測が正しいとすれば、一〇八〇年代に作成された *Domesday Book* と *Domesday Monachorum* には Robert が Haimo の封臣であることを想像させる記述が一切なく、註(17)で引用した発給年代が一〇八九年から九六年のものとと思われるチャーターで、Haimo の役人として現れることの一応の説明はつく。Chatham を中心にケント西部に影響力を持っていたであろう Robert の存在は、Haimo についても見逃すことのできな

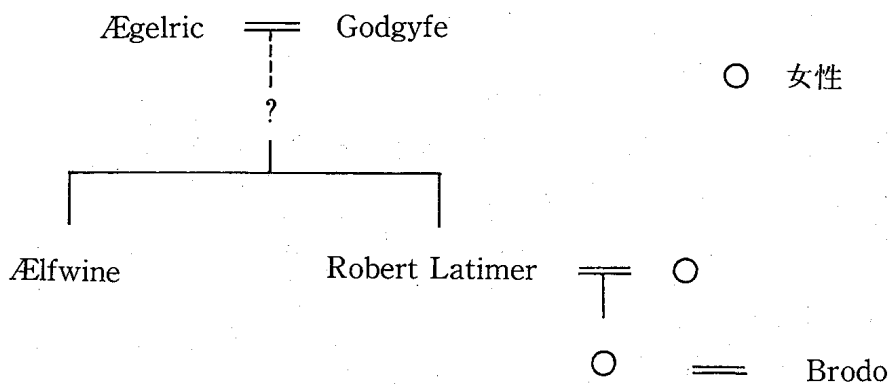


図 3 Robert Latimer の系図

いとすれば、一〇八〇年代に作成された *Domesday Book* と *Domesday Monachorum* には Robert が Haimo の封臣であることを想像させる記述が一切なく、註(17)で引用した発給年代が一〇八九年から九六年のものとと思われるチャーターで、Haimo の役人として現れることの一応の説明はつく。Chatham を中心にケント西部に影響力を持っていたであろう Robert の存在は、Haimo についても見逃すことのできな



いものであったろう。ケントに根を張ろうとしていた彼にとつては、在地領主との主従関係は必須の条件であった。また、Robertの方でも、「在地領主」として生き残つていくために積極的に主従関係に入つていったであろう。ここにノルマンのバロンとサクソンの「在地領主」の間に封建的關係が生まれる素地があった。

一〇八六年にすでにオドの所領請負人であり、一一〇〇年ごろ死期を迎え、かつ結婚した娘がいたなどの状況を考え合わせると、Robertは一〇六六年の征服以前に生まれた可能性が高い。どの様に修得したかは知らないが(もっとも大陸への玄関というケントの地理的環境を考えると不自然ではない)彼は流暢なフランス語を操つて、オドや Haimo といったノルマンの聖俗バロンと封建的主従關係を結び、またロチェスター近辺に定住した Geoffrey de Ros らノルマン系騎士と、共同保有するといった密接な關係を作り上げる中で、サクソン流の名前から Robert と大陸流に名を改めたものと思われる。

註

(9) 本稿では P. Morgan (ed.), *Domesday Book, I Kent*, (Chichester: Phillimore, 1983) を使用した。以下註で

は D. B. に略記する。

(7) "Ipse archiepiscopus tenet Orefort in dominio. ... De hoc manerio tenent iii teigni i solin et dimidium et ibi habent in dominio iii carucas et xvi uillanos cum xi bordariis habentes iiii carucas. .... Teignorum xii libris. (D.B., i. fo. 3a.)"

(8) D. C. Douglas (ed.), *The Domesday Monachorum of Christ Church, Canterbury* (Royal Historical Society, 1944). 以下註では D. M. に略記する。

(9) "Oteford est manerium archiepiscopi ..... Et hoc quod Haimo inde tenet est appretiatum Lx solidis et x. Et hoc quod Rodbertus interpres et Gosfridus de Ros inde tenent viii libris et x solidis. (D.M., p. 87)"

(10) この問題は、本来は農村構造を明らかにしていく論文のなかで体系的に議論すべき問題であり、筆者の課題としたい。ここでは一例を挙げて、価値が「請負地代」を表していることを示しておきたい。請負については後述の註(13)を参照のこと。William of Adisham は Berwick in Lympe のマナを大司教から保有してゐる。この所領の記載は D. B. では大司教の騎士の土地 (terra militum) という項目の中に入れられ、次のように記録されてゐる。"Willelmus de Eddesham tenet de archiepiscopo Berewic pro uno manerio. .... Modo vii

- libras et tamen reddit xi libras. (D.B., i. fo. 4c)°  
D.M. のこれに相当する箇所では、次のように記録され  
しこと。"habet Willelmus de Edesham de terra mona-  
chorum i manerium de archiepiscopo Bereunic quod  
tennit Godricus deaconus……et est appretiatum xi  
libris. (D.M., p. 92)" 修道士や聖職者の生活維持の  
ために充当されていたマナが、ノルマン征服後騎士領に  
割り当てられたのがわかるが、D.M. では価値が十一ポ  
ンドであると記載されているのに対して、D.B. では十  
一ポンドは、ウイリアムが得る「請負地代」額になって  
いる。再授封 (subinfundation) の対象となった所領か  
ら、被授封者つまり騎士は「請負地代」を獲得していた。  
(11) Haimo の家系については、拙稿「続『バイユーの綴  
織』の三人の騎士」『歴史』六十四輯 (一九八五年)、p.  
67, n.21 を参照のこと。  
(12) 拙稿『バイユーの綴織』の三人の騎士』『歴史』六十  
三輯 (一九八四年)、p. 66 及び n. 38 で Ros 家と  
Robert Latimer について触れた。  
(13) 十一世紀、多くの所領においてマナが請負によって経  
営されていたことは歴史家の共通認識となりつつある。  
その際、請負を表す〈firma〉という言葉が、食物地代  
を表す〈feorum〉の発展形態であるという田中正義の論  
点は重要である。かつて佐藤伊久男は、田中正義の食物  
地代を内容とする『貢租』が生産物の形態をとりつつ

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

『封建地代』に転化する」という所謂「公力説」を批判  
し、『貢租』は、あくまでも国王対村落共同体の關係で  
設定されるのであって、決して国王対直接生産者の關係  
で設定されるのではない」とし、「貢租形態の推転とこ  
れを徴収する機構と賦役農奴制機構とのそれぞれを、明  
確に区別しつつ、同時にそれらの歴史的有機的絡み合い  
を解明すること」が必要であると結論した。しかしその  
後の研究が、氏の提起した問題を解明したとは言えない。  
これは、本稿の守備範囲外の問題ではあるが、筆者の將  
来的課題の一つであるので、ここで次の点を確認してお  
きたい。十一世紀の請負が、食物地代の転化したもので  
あるとすれば、所謂「請負地代」は後の直營地經營の解  
体に伴う請負と違って、領主対マナないしは村落共同体  
の關係で設定されたであろうこと。そして、この場合に  
マナないしは村落共同体内で地代支払いを差配したであ  
ろう有力者の存在を仮定し、それを「在地領主」と呼ぶ  
ことにしたこと。以上の二点である。もっとも「在地領  
主」の具体的な存在形態については、ここでは考えない。  
ただ Robert のように自ら請負人や封臣になるものもい  
れば、後述する Arnulf のように十一世紀の時点では、  
Domesday のような王側の史料では表に現れてこないも  
のもいたことを指摘しておく。尚、firma が「貢租」か  
「地代」かについては、ここでは議論を避け、筆者の研  
究における用語の一貫性を保つために「請負地代」という

言葉を用いる。田中正義『イングランド封建制の研究』お茶の水書房（一九五九年）及び同「*firmarii*考」『立教経済研究』十四—二（一九六〇年）、佐藤伊久男「イギリスにおける封建地代の生成について」『歴史学研究』二六八（一九六二年）' pp. 40-45. R.S. Hoyt, 'Farm of the manor and community of the vill in Domesday Book', *Speculum*, vol. 30, no. 2 (1955), pp. 147-169, R. Lennard, *Rural England 1086-1135* (Oxford, 1959). E. Miller, 'England in the Twelfth and Thirteenth Centuries: An Economic Contrast?', *Economic History Review*, vol. 24, no. 1 (1971), pp. 1-14.

(14) 所領価値の総計だけに限定すれば、十二世紀の中葉に勢力を誇った Dover 家よりも高じ。拙稿「所謂“Norman Settlement”の「*firmarii*」の表を参照。またこの時期イングランドを支配したのは約二五〇人の直屬封臣層の平均的所領価値と比較しても見劣りしない。Clanchy, *op. cit.*, p. 64.

(15) "Robertus Latinus tenet ad firmam de Rege Totintune de nouo dono episcopi baiocensis pro dimidio solin se defendit. .... Isdem Robertus tenet in Totintune ad firmam de rege i jugum. et istud est de novo dono episcopi baiocensis. (D.B., i. fo. 7b)"

(16) 聖書の騎士は聖騎士を兼ねた 'regnus' と 'miles'

という言葉の意味に関しては、拙稿「十一・十二世紀イングランドに於ける《*miles*》概念について」『イギリス史研究』三十四号（一九八三年）を参照のこと。

(17) 関係の特許状を参考までに全文掲載する。旧稿で発給年代一〇八九年から九六年の間に同定した。『ベインリーの綴織』の三人の騎士」p. 66. "Gundulfus, Rofensium, gracia dei, episcopus, Haimoni vicecomiti, et omnibus baronibus regis de Cænt Francigenis et Anglis, salutem, et benedictionem dei, et suam quantum potest. Volo, vos omnes scire, me jam quietum esse adversus regem de illa cambitione terrae, quam ei promisi post Uærram Rofe, pro illis tribus acris, quos Odo, Baiocensis episcopus, dedit ecclesiae Sancti Andree, et monachis nostris, ad faciendum ibi ortum suum, juxta murum de foris versus australem partem civitatis forinsecus, qui jam inculsi sunt muro circumquaque. Et illos tres acros terrae, quos pro illis tribus dedi regi in cambitionem, liberavi jam ministris vicecomitis, Rodberto scilicet de Sancto Amando, et Rodberto Latimier, et Aelfuino frater ejus praeposito de Chetham, et Grentoni de Rouncestra de nostra dominica terra de Burchestalla, praesentibus testibus istis: Ansgot de Roucestre, Gosfrido Talebot, Goisfrido de Ros, Radulfo

pincerna Ade, Rodulfo clerico, et aliis multis de nostra et familia de civibus ejusdem villae. (T.R., cap. 204, fos. 211v-212r.)”

- (18) *Ælfwine = elf + friend* 木村正史『英米人の姓名—由来と史的背景—』(『書房』一九八〇年) pp. 175. サクソン系の名前を同定するのには、Olof von Feilitzen, *The Pre-Conquest Personal Names in Domesday*, Uppsala: Nomina Germanica, 3 (1937) がよいが、現在手元になく、筆者の同書からのメモと木村氏の著作及び *Domesday Book* のものによった。

- (19) F.R.H. Du Boulay, *The Lordship of Canterbury* (London, 1966), p. 99, *Ægelric = noble + ruler*. T. R. の関係箇所は以下の通り。“*Ægelricus presbyter de Cetham, qui quondam canonicus ecclesiae Sancti Andree extiterat, pro anima uxoris suae Godgyfe, et pro eo quod sepelierunt eam honorifice monachi, dedit eis unam mansam reddentem xii. denarios per annum.* (cap. 158, fos. 190v-191r.)”

- (20) 軍役が「請負地代」の一部として支払われていた事例がある。“*et tamen qui tenet illud reddit inde xx et iiii libras et unum equitem de firma archiepiscopo: i* しかし、これを保有するものは、ここから請負地代として二十四ポンドと一騎士役を大司教に給付する (D.M., p. 87).” 少なくとも封建制的諸関係の末端では、十一

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

世紀の時点におおむね、請負地 (*terra ad firmam*) と封 (*feodum*) の間の境界は曖昧であった。従って、請負関係と封建制的主従関係を区別することはそれほど容易ではなく、後述するように、むしろそこに主従関係が存在したとする方が妥当な事例が史料に散見される。十一・十二世紀の騎士封 (*feodum*) については、拙稿「十一・十二世紀イングランドにおける『feodum』概念について—ケント・Canterbury 大司教領を主たる素材として—」『西洋史研究』新輯第九号(一九八〇年)を参照願いたい。

- (21) “*Rodbertus Latimier, imminente articulo mortis suae, dedit ecclesiae Sancti Andree, et monachis illic deo servientibus, unum mariscum, infra insulam de Grean, pro anima sua imperpetuum. Quod donum concessit libenter archiepiscopus Anselmus, de quo tenuit illum. Et monachi habent inde singulis annis xxxta solidos.* (T.R., cap. 101, fos. 182v-183r.)” の贈与を大司教アンセルムが快諾していることから、この寄進が行われた時期は、アンセルムが大司教職にありかつイングランドにいたとき、つまり一〇九三年から七年と、一〇〇年から三年、そして一一〇六年から九年の間であろう。そこから、一応 Robert の死亡時期を一〇〇年頃とした。 Cf. R.W. Southern, *Saint Anselm and his Biographer* (Cambridge, 1963), pp. 138-

179.

(22) Robertの妻とロチェスターの修道士達の間で交わされた契約についての記録が残っている。夫に先立たれた老後を迎えた彼女は、Robertの魂を祈禱してもらおうと、死に旅立つまで相応の衣食を保証してもらおうと、いままで彼女に使えていた下僕とメイドのうちからそれぞれ一人ずつを、身の回りの世話のためにおくこと、死後埋葬して死者周年記念の祈禱 (*anniversarium*) を行うことなどを約して、修道院に Frindsbury にある土地を寄進した。この契約 (*conventio*) は、ある日曜日に行列 (*processio*) のあと修道士とフランス人やイギリス人の会衆列席のもと、聖アンドリューの祭壇の前で取り結ばれた。契約書から窺われる彼女の姿は、地方の名士の未亡人のそれである。また Robert 夫妻には娘がおり、その娘婿 Brod priest は修道院が彼女に与えた六〇シリングを強奪したとある。彼女の死後 Frindsbury 在所領を相続できると考えていたからであろうか。*Textus Roffensis* が概ね時代順に配置されていることからすると、この契約は司教 Gundulph の死後からカンタベリー大司教 William de Corbeil の就任以前、つまり一一〇八年から一一二三年の間に交わされた可能性がある。以下契約書の全文を掲載する。

“Haec conventio habita est inter monachos Rofenses et uxorem Rodberti Latinarii. Haec mulier tenebat

quandam terram de Freondesberia quae vocabatur Thorniduna, et reddebat inde viginti solidos praeposito Freondesberiae per singulos annos, et debebat terram illam tenere usque ad mortem suam. Post mortem autem suam debebat esse Sancti Andree et monachorum, non alicujus parentum illius, sicut ipsa affirmabat. Diu ergo ante mortem suam, placuit ei, ut terram eandem redderet Sancto Andree et monachis, pro salute animae viri sui, et suae, et parentum suorum. Veniens itaque die dominica quandam post processionem ante altare Sancti Andree, astantibus monachis et Francis et Anglis multis, reddidit terram ipsam apostolo Sancto et monachis aeternaliter possidendam, dans cum terra omnia quae habebantur super ipsam terram. Monachi vero pro hac remagis confirmanda dederunt illi sexaginta solidos, quos postea Brodo presbyter, qui ejus filiam habebat, calide extorsit, et praeterea promiserunt ei, quia invenirent ei victum et vestitum quam diu viveret; victum videlicet de Celario quantum uni monacho, et praeter hoc unum serculum de carne quattuor diebus in Ebdomada; vestitum vero de camera honorabilem, qualem ejus aetatem et personam deceret. Uni autem ejus servienti et uni pedisequae, qui ei

servirent, talem darent victum qualem ceteris ecclesiae servientibus. Super haec omnia darent ipsi dominae viginti solidos singulis annis quibus servientes sibi solidaret et vestiret, et cetera sibi necessaria prout vellet ipsa procuraret. Cum autem obiret, conventus eam sepeiret, et anniversarium ejus singulis annis faceret. Hujus conventionis sunt testes, Rodbertus presbyter filius Golduunini presbyteri, Ordegus presbyter de Ho, Radulfus clericus, Hugo clericus, Uigelus clericus, Golduunus Grecus et frater ejus Eaduinus, Eaduinus for, Rodbertus secretarius, Gudredus filius Dioringi, et alii multi. (T. R., fos. cap. 187, 200v-201r.)”

(23) バイユー司教オドは一〇八六年の時点ではノルマンディで幽閉の身にあつたが、Domesday Book を見る限り所領が没収された形跡はない。M. Chibnall (ed. and trans.), *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, vol. iv, (Oxford, 1973), p. xxix. 以下 O. V. と略記。彼が最終的にイングランドから放逐されるのは一〇八八年にノルマンディ公ロバートと共謀してウイリアム二世に反旗を翻し破れた後である (Odo de Anglia eiectus Baiocensem diocensim repetit: O. V., vol. iv, p. 146)。オドはロチェスターの町に五〇〇騎の兵力でたじろめた (Odo Baiocensis cum quingentis militibus

intra Roffensem urbem se conclusit: O. V., vol. iv, p. 126)。この五〇〇騎の中にはオドとともにノルマンディに帰った、ケント在住の騎士たちがいたであろう。これらノルマンディに帰っていったオドの騎士については、拙稿『バイユーの綴織』の三人の騎士』及び『続『バイユーの綴織』の三人の騎士』を参照願いたい。

### 3

途中から名前を変えることがありうるだろうか。そこで次に我々は途中で改名していった事例を考えてみたい。

Sivard de Hoo の妻 Lyafrun は夫の死後 Grain 島にある沼沢地をロチェスター司教座と附属修道院に、夫婦の魂の救済を祈念して、寄進した。この寄進は司教グンドルフの時代 (一〇七七―一〇八年) に行われたが、司教の死後 **Wifward de Hoo** 字 **Henry** なるもの (quidam **Ulfuuardus**, cognomine **Henricus de Hou**) が、血縁を理由に寄進地に対する権利を主張した。彼がどのような権利でこれを主張したのか明確な記述は見あたらないが、ケントに特有な均等分割相続の慣行によつてもしれない。となるべく **Wifward** は Si-

ward 側の血縁であろう。図4はそうした前提で描いた家系図である。修道院側に言わせると、かかる邪悪な要求故に、間もなくして(時期的に言えば司教グンドルフが死んでまもなくの一一一〇年代であろう)死に瀕する病にかかった Wlfward は、要求を撤回して修道士たちの祈禱盟約兄弟団に入会し(unde requirrens monachiles pannos a monachis Sancti andreae; Wlfwardus de hou, cognomine henricus, accepit societatem monachorum ecclesiae sancti andreae) 年四十シリングの収益がある問題となった沼沢地のみならず、Cobham の十分の一税と Hoo の十分の一税を半分、そして死後財産の三分の一を修道院に寄進している。同家に関する史料のマニユスクリプトは史料1及び史料2として掲載した。前者は註(24)、後者は註(25)に全文をあげた。さてこの Wlfward の寄進を、妻と息子の Robert および Herward, Siward, Edward の三人の兄弟が確認している。この家族はその名前から明らかにサクソン系である。<sup>(26)</sup> 以上図4の Wlfward de Hoo の系図を参照のこと。

ここで重要なのは Wlfward de Hoo が、字名として Henry を名乗っていることである。ここに我々は、生存中に名前をサクソン式から大陸式に変える仕方の実例

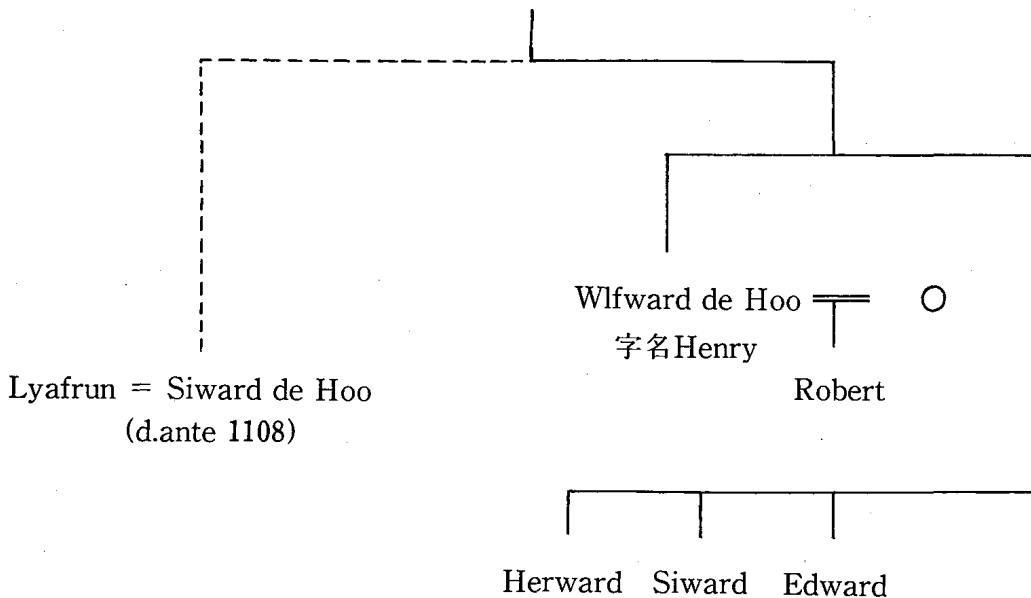


図4 Wlfward de Hoo の系図

を見る。つまり従来からのサクソン式の名前を名乗りつつ、大陸式の名前を字名として続けるのである。彼がどういう動機で字名を持つようになったのか、その経緯はわからない。ノルマン人と接する機会が多く便宜的にまたは自己保身的に名乗ったか、または名乗らざるを得なかったのかもしれない。もしかしたら単なる流行かもしれない。どちらにしても、一一一〇年代の死亡というから征服後第一世代に属していたといつてよいだろう。この世代の苦勞が偲ばれるのかもしれない。

あくまでも推定での話だが、Robert Latimer も〇〇〇、cognomine Robertus Latimerus と名乗っていたかもしれない。しかし彼の場合、在地有力騎士としてノルマン系騎士と関係が深く、従って字名の方が本名となつてしまったのではないだろうか。十分ではないが、字名が本名になっていく例に、“Golduinus cognomento grecus”の例がある。この事例は、Goldwinなるものが、息子を附属修道院の修道士にするために、Frindsburyに属するロチェスター市にある二つの都市土地保有地(haga terrae)とそれに隣接する王の土地の一部(の権利か)及び Borstall に属する墓地横の都市土地保有地の半分を、同修道院に寄進することを約束した契約書に

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

(27)(28) 見られる。彼は、註(22)にあげた寄進状で、Robertの未亡人がやはり Frindsbury 在の土地を寄進したさいの証人となっている。また、寄進の内容からしても Goldwin は、Robert と同じまてとはいかないまでも、Frindsbury にかんがりの利害関係をもつ有力者であったことはまちがいない。Grecus は Graecus(ギリシア人)の意味であろう。Robert Latinus との関係でいけば、ギリシャ語、もしくはより可能性が高いであろうが、英語以外の別の言葉を操ったのであろう。Greue がノルマン系の名前かどうか、現在手持ちの史料では確認できないが、字名が本名になっていく例としては考えれば問題はないであろう。彼は、いくつかの寄進状で証人として現れているが、この度は字名で(cognomento)とついでに注釈が無くなり、“Golduino greco”とよばれている。(29)そして彼自身か周囲の人たちが、彼を Goldwin よりも Grec と呼ぶようになると、サクソン流の名前が消えていき、結果として改名したことになる。さらに Wilward は、息子に Robert という大陸風の名前を与えている。征服後の第二世代が大陸流の名前をもっていくことに関しては4で扱う。さて、次に Wilward の属する階層を考えてみよう。



Hoo は Rochester 市の北東に位置する大きな集落である。表2を見ていただきたい。これは、*Domesday Book* における Hoo の保有関係及び集落規模を表にしたものである。<sup>(30)</sup> 征服直前のエドワード証聖王時代には、Hoo はハロルド伯の所領であった。*Domesday Book* にはサクソン人の名前は記録されていない。Wilward の名前も見られない。従って彼は *Domesday* の調査が実施されたときには、村民 (villanus) のなかに含まれていたであらう。年四〇シリングつまり二ポンドの収入のある沼沢地の権利に関係したり、死に際して修道院に財産を寄進し、祈禱盟約兄弟団に入会して死後の祈禱を願うことができる家系が、隸農であったり小屋住農であるとは考えにくい。しかも前述の Robert Latimer が同じく死に際して祈禱盟約兄弟団に入会していることから、同家が、Robert と同列に論じられないとしても、やはり豪農であり、Hoo の有力農民の家系であることは間違いない。 *Domesday Book* では、こうした豪農や「在地領主」といった層が見えてこないのである。これは史料の性格として銘

表 2 *Domesday Book* における Hoo の保有関係及び集落規模

保有者 I	保有者 II	地積 <sup>1</sup>	年価値	請負料	犁隊 <sup>2</sup>	村民 <sup>3</sup>	小屋住農 <sup>4</sup>	奴隸 <sup>5</sup>
バイユー司教 オド	請負人	33	£ 60	£113	4/43	97	61	12
	Adam son <sup>6</sup> of Hubert 家臣	1.2	£ 1.5		0.5/0.5	4	1	
	Anschitil of Ros	3	£6 5s <sup>7</sup>		1/1.5	5	12	1
Richard of Tonbridge		0.5	£ 2					

D.B.より筆者作成

- 1 単位はスールング (sulung)
- 2 A/B の A は領主直領地での犁隊数。B は農民保有地上での犁隊数。
- 3 villanus の訳。
- 4 cottarius の訳。
- 5 servus の訳。villanus や cottarius と離れて、教会、牧草地 (meadow)、森、豚と同じセンテンスで記録され、物権的扱いを受けているので奴隸と訳した。
- 6 実際にこの所領は Adam の家臣によって経営されていた。"ibi habet unus homo eius dominio dimidiam caruca". (D.B., i. 8b)
- 7 シリング。

¶ illic dō seruientib; unū mariscū  
 infra insulā degrean p̄ anima sua imp̄  
 petuū. Quod donū concessit libenter  
 archieps̄ anselm̄. de quo tenuit illum.  
 Et monachi habent inde singulis annis.  
 xxx. solidos s̄.

Aegelnothus quidāpb; homo regis de hou.  
 similiter dedit ecclie sc̄i andree & monachis  
 unū mariscū in eadē insula p̄ filio suo qdā  
 quē fecit monachi ibi. De q̄ marisco habent  
 monachi xv. solidos uno q̄q; anno. Et hoc  
 donū quoq; concessit anselm̄ archieps̄;

Osbern̄ de blicehā  
 accepit societate monachor; ecclie sc̄i an  
 dree. & idō concessit eis decimā de geddin

Lge t̄ra sua et̄naliter. de qua habent singu  
 los annos duodecim solidos monachi;

Lyafrun que fuit  
 uxor s̄uuardi de hou dedit ecclie sc̄i an  
 dree & monachis ibidē deo seruientib;  
 post mortē ipsi' uiri sui s̄uuardi unum  
 mariscū infra insulā degrean p̄ anima  
 sua. & p̄ anima ipsi' s̄uuardi mariti sui  
 et̄naliter possidendū. & hoc donū fecit

下から七行目から Lyafrun に関する記述が始まる。

*Textus Roffensis*, fo. 183r. 註(24)参照。

mæpore vindulfi epi. Post mortē ū ipsi  
 epi. quidā uulfuardus cognomine hen  
 ricus de hou calūniat est ipsū mariscū  
 dicent suū eē debere. p̄ sanguinitatis pa  
 trelā. S; infra calūniā illā infirmat  
 est admortē. unde requirens. monachiles  
 pannos amonachis scī andree. & quia  
 impetrauit qd̄ petuit. calūniā illam  
 p̄ amore dei & redēptione anime suae  
 dimisit. & ipsū mariscū ecclie scī andree  
 & monachis ei omīno quietū clamauit  
 insela sc̄lor. De quo singlis annis ha  
 bent monachi inde. q̄draginta solidos.

**U**lfuardus dehou  
 cognomine henric' accepit societate mo  
 nachoz ecclie scī andree. p̄ qua dedit eis to  
 tā decimā suā decobbehā. Postea ū alianee  
 decimā suā dehou dimidia concessit eis.  
 & terciā partē suę substantię post mortē  
 suā. Qd̄ uxor illi' & fili' suus Rodbt. & fr̄s  
 sui heremard' uidelicet & sruard' & ead  
 uard'. libentissime cēcesserūt.  
 Admōer detarente dedit monachis ecclie scī  
 andree dimidiā decimā suā de claudine.

記しなければならぬ点である。これについては次の節でより深く検討したい。

註

(24) “Lyafun; quae fuit uxor Syuuardi de hou; dedit ecclesiae sancti andreae et monachis ibidem deo ser-  
vientibus; post mortem ipsius uiri sui Syuuardi unum mariscum infra insulam de grean pro anima sua et pro anima ipsius Syuuardi mariti sui aeternaliter possidendum, et hoc donum fecit in tempore Gundulfi episcopi. Post mortem vero ipsius episcopi, quidam Ulfuuardus, cognomine henricus de hou, calumniatus est ipsum mariscum, dicens suum esse debere per consanguinitatis parentelam. Sed infra calumniam illam infractus est ad mortem. unde requirens monachiles pannos a monachis Sancti andreae, et quia impetrauit quod petiit, calumniam illam pro amore dei et redemptione animae suae dimisit, et ipsum mariscum ecclesiae sancti andreae, et monachis ejus omnino quietum clamauit in secula seculorum. De quo singulis annis habent monachi inde quadraginta solidos. (T.R., cap. 104, fos. 183r)” 司教グンドルフが死したのせいで一〇八年三月七日の晩課の後とらわる。Le Neve, *op. cit.*, p.

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

75.

(25) “Wlfuuardus de hou, cognomine henricus, accepit societatem monachorum ecclesiae sancti andreae, pro qua dedit eis totam decimam suam de Cobbeham. Postea vero alia vice decimam suam de hou dimidiam concessit eis, et terciam partem suae substantiae post mortem suam. Quod uxor illis et filius suus Rodbertus, et fratres sui Herenuardus, uidelicet et Siuuardus et Eaduardus, libentissime concesserunt (T.R., fo. 183v. cap. 105).”

(26) Herward = army + guard, Siward = victory + guard, Edward = rich + guard.

(27) T.R., cap. 164, fo. 191v. の説は轉の全文は次の  
の通り。

“Golduinus, cognomento Grecus, dedit ecclesiae Sancti Andreae et monachis, pro filio suo ibidem facto monacho, duas hagas terrae in Roucestra, pertinentes ad Fren-desberiam, et partem terrae regis quae est juxta ipsas hagas. Praeter has autem hagas dedit et dimidiam hagam juxta cimiterium appendentem ad Borchstellam; sed istam dimidiam hac conventionem dedit, quod eam tenebit, donec monachi alias hagas hinc et inde habeant, et domos auferant ad ampliandum cimiterium suum. Et tunc

sine omni mora vel contradicione tradet eam in manus monachorum, vel ipse si vixerit, vel uxor et filii ejus si mortuus fuerit. Hujus conventionis testes sunt, Heruisus ardiaconus, Radulfus clericus et Rodbertus filius ejus, Goldwinus presbyter, Geldwinus et Rodbertus monetarii, Gundredus filius Diringi, Stephanus filius Goduini, Uuiet filius Goduini, et alii multi." Goldwin は妻と修道士になつた息子とついで一人以上の息子がいたことがわかる。この文書の作成年代は、archdeacon の Hervey が証人になつてゐることに確認できる。彼の存在が史料で確認できる時期は、最大限に広へると、一一一四年から一一二四年の間である。従つてこの期間中に作成されたと考えられる。Le Neve, *op. cit.*, pp. 78-79.

(8) *Domesday Book* にある、司教自身は Rochester とハ〇の都市土地保有地 (mansura terrae) を持つ、それは Frindsbury と Borstall の司教トナに属するものである。また都市土地保有地を司教は請負に出してゐる。その請負地代は十一ポンド十三シリング四ペンスになる。"In Rovecestre habuit episcopus et habet adhuc quarter xxx mansuras terrae quae pertinent ad Frandesberie et Borcstele propria eius maneria. T.R.E. et post ualebant iii libras. Modo valent viii libras. Et tamen per annum reddunt xi libras et xiii solidos et

iiii denarios. (D.B. i., fo. 5b)" "Sed tamen ille qui tenet reddit inde xi libras et xiii solidos et iiii denarios. (D.M., p. 97)"

(9) "Haec est conventio, quam fecit Coc cum episcopo Ernulfo, et monachis Sancti Andraee apostoli, videlicet, quod concessit terram illam, in qua manebat, cum domibus quae super eandem terram erant, Sancto Andraee et monachis ejus eternaliter possidendam post obitum ejus et uxoris ipsius. Et hoc fecit pro filio suo, quem idem monachi ad Monachatum receperunt. Testibus his, Rodberto et altero Rodberto Haliman presbyteris, Radulfo clerico, Hugone, Wilhelmo, Radulfo de Sancto Claro, Rodberto filio Wilhelmi de Clouil, Hugone diacono et Nigello praepositis de Roucecestra, Letardo praeposito monachorum, **Golduino Greco**. Gudredo, Eduuino fot, Godrico filio Uuennith, Heimone filio Cenestan, Willhelmo Le Blund, Sinot mercatore, Willhelmo portario, et multis aliis. (T.R., cap. 166, 192v)" この文書の作成年代は、契約が司教 Ernulph との間で結ばれたことを確認できる。彼の司教在職期間が、一一一四年から一一二四年である。従つてこの期間中に作成されたと考えられる。Le Neve, *op. cit.*, pp. 75-76. Coc は息子と修道士とついでたぬり寄進してゐる。

(30) "Ipse episcopus Baiocensis tenet in dominio Hov

pro L solius se defendit T.R.E. et modo pro xxxiiii-

bus. Terra est L carucae. In dominio sunt iiii et

c villani iiii minus cum Lxi cottariis habent xliiii

carucas. Ibi vi aeclisiae et xii serui. et xxxii acrae

prati. Silva. xxx porci (D.B.i, fo. 8b)" 「貢租形態の

推転とこれを徴収する機構と賦役農奴制機構とのそれぞ

れを、明確に区別しつつ、同時にそれらの歴史的有機的

絡み合いを説明する」必要性を感じつつも、本稿では領

主直領地と賦役農奴制機構の問題は、とりあえず判断停

止しておく。前述註(13)参照。但し、次の点だけは指

摘しておきたい。Domesday Bookや表2から明らか

のように、まずHooでは①〈villanus〉・〈cottarius〉と

〈servus〉の間に大きな階層上の段差がある。前者が犁

隊を構成する生産主体であるのに対して、後者は教会、

牧草地や豚の放牧地と並んで列挙される「物権」的存在

ではない。次に②〈villanus〉と〈cottarius〉は犁隊

を構成するも、後者は補助者的存在を匂わせる。四三の

犁隊が九七人の村民(villani)によって保有されたとす

れば、二・六人の村民と補助労働力である一・四人の小

屋住農で一犁隊を構成していたことになる。つまり四人

で一犁隊を構成していた。最後に、③直領地上に四隊が

存在していた。奴隸(servus)がこれを構成したとする

と、三人で一隊を構成したことになる。ここでは、直領

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

地と農民保有地の間の有機的結合はみられない。

#### 4

征服後しばらくたって状況が落ち着いてきた。しばらく

くとは、ここではDomesday Bookが編纂されたころ

からヘンリー一世治世初期半ば(一一一〇年代から二〇年

代、つまり本稿の主要な史料であるTextus Roffensis

が編集されようとしていたころ)ぐらゐまでの間を考え

ている。ステントン(Stenton, F.M.)によると、この

ほぼ四〇年の時期は、イギリス人(＝サクソン)貴族に

とってもっとも過酷な時期であった。断言できないにし

ても十中八九そうであった。しかしその一方、ヘンリー

一世治世中ごろから騎士としての訓練をつんだ新しい世代

のイギリス人層が誕生し、王への奉仕においてノルマン

系とイギリス系の共同行為が可能になったとい<sup>(31)</sup>う。両者

の階層的融合が進むに連れて、征服後の緊張は弛緩して

いったのである。<sup>(32)</sup>この頃に生まれたサクソン系のいわゆ

る第二世代に、親たちは大陸系の名前を与えていっただ

らうことは、図1からも容易に判断できる。ここに我々

は、自由人層における階層的融合の証左を見る。以下具  
体例を *Textus* から取り出してみよう。

サクソン系の *Geldwin moneyer* はおそらく死が近い  
ことを悟って、ロチェスター司教座聖堂附属修道院の修  
道士として受け入れられることを望み、そのために修道  
士達の墓地のそばの邸宅を寄進した。<sup>(33)</sup> この契約は一一  
五年から二四年の間に成されたものと思われるが、その  
書状の証人の中に、*Stephen son of Godwin* という人  
物がある。サクソン流の名前であるゴドウィンの息子は  
ステイーヴンという大陸流の名前をもっていた。註(27)  
で引用した *Goldwin* 字名は *Grec* の寄進状の証人欄  
にも、"*Stephanus filius Goduini, Uier filius God-*  
*uini*" とある。Wiet と Stephen は兄弟の可能性もあ  
る。もっとも Wiet の名前の由来については確認できな  
いが、ノルマン系ではあるまい。Stephen は、別の史料  
から、*Helto* の封臣 *Cocland of Esceden* から放牧地  
を保有していたことが知られる。<sup>(34)</sup> この史料には、*Geof-*  
*frey Talbot* の名前も見られることより、*Helto* は、  
バイユー司教オドの封臣であり *Talbot* と密接な関係が  
あった *Domesday* の *Helto dapifer* であろう。*Helto*  
自身は一〇八八年のオドの失脚後ノルマンディに帰った

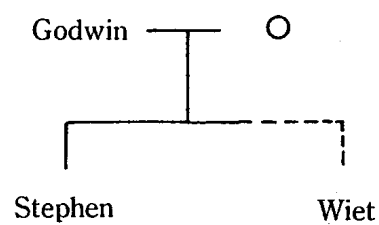


図 5 Stephen son of Godwin の系図

第一世代ということも考えられる。しかし、この史料が  
大司教 *William of Corbeil* (1123-1136)<sup>(36)</sup> によって発給  
されたチャータの直前にあることからすると、一一二〇  
年代から三〇年代にかけてのものという可能性の方が大  
であろう。とすれば Stephen は明らかに第二世代で、  
親によって大陸流の名前を与えられたことになる。もし  
て *Helto* がノルマンディに帰ったというかつての筆者  
の推論は根拠を失う。

直属封臣で征服直後の大貴族、*Arnulf of Hesding*  
は、*Domesday Book* にするとケントではオドの封臣で  
*Chelsfield* を保有していた。しかしその記述をよく読む  
と、*Arnulf* は実際にはこのマナを保有せず、第三者に  
貸し出して、「請負地代」を徴収していたに過ぎないこ

とがわかる。史料には次のように書かれている。「Arnulf of Heding は、司教オドから Chelsfield を保有する。……現在二十五ポンドの価値があるが、これを保有するものは三十五ポンド支払う。」このマナの価値は、Arnulf of Heding が少なくとも二十五ポンドの「請負地代」を獲得できることを意味している。では三十五ポンドを支払ったのはだれか。もしこれが Arnulf ならば、司教オドに支払っていることになる。しかし、貴族 Arnulf が、オドに金を支払ってまでマナを請け負っていたとは思えない。むしろマナ内部の誰かが、Arnulf に「請負地代」を支払っていたと考えるべきであろう。マナ内部の「在地領主」ないしは有力者の問題は註(37)や旧稿<sup>(38)</sup>で触れたので、ここではひとつの事例を提供して論点を補強しておく。同じケントにある Oare は、司教オドの保有下にあったが、封臣 Adam fitz Osbern に二つのマナのかたちで再授封されていた。その一つは、三人の村民(villani)が二十シリングで請け負っていた。この額は同マナの価値に等しい。このことはマナ価値と「請地代」の密接な関係を物語っている。「アダムは司教から Oare の一ヨークを保有し……ここを三人の農民が現在請け負っている。そして二十シリングを支払うが、

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

この額は常にこのマナの価値であった。」Chelsfield で請け負ったものも、Oare と同じくマナ内部のものの可能性がある。それは誰か。

一〇九六年から一一〇七年までの間に発給された寄進状が *Textus* に残っている<sup>(39)</sup>。この寄進状は、Arnulf of Chelsfield なるものが、両親とみずからの魂の安寧を祈り、自分たち夫婦と家臣達が、Rochester の祈禱盟約兄弟団に入会するために (episcopus et Monachi susceperunt ipsum Arnulfum cum uxore sua, et homines suos quos et quot volebat in fraternitatem, et in societatem totius beneficii ipsius ecclesiae, et super hoc fecerunt unum annuale missarum pro defunctis patre et matre) 司教グンドルフと修道士達に発給したものである。寄進の対象となったものの中に五エーカーの耕地付き農奴 (villicanum cum quinque acris terrae) がいる。ここにあらわれてくるのは隷属農民の人格までを支配した領主である。さらに Arnulf の孫である Simon は、Arnulf of Heding の後継者である Pain of Mundubleil の封田<sup>(40)</sup>。一一六六年の所謂 *Cartae Baronum* では五騎士役を Pain に対して負う騎士であった<sup>(41)</sup>。それ故、Arnulf of Chelsfield は、Arnulf of



Hesding とは別人で、Hesding の家臣であり、かつ *Domesday Book* では Hesding が司教 Odo から保有していた Chelsfield の、在地側の「見えない領主」であった。Domesday の記載では、彼のような存在は村民 (villanus) の中に埋没してしまう。「ここを保有するものは三十五ポンド支払う。」とされたのは彼であった可能性が高く、Arnulf of Chelsfield は、マナに課された食物地代 (feorm) の発展形態である請負地代 (firma) を集め取りまとめ、それをノルマン系領主に支払う「在地領主」であったと言ってよいであろう。

さらに彼の家系を調査して行くと、図6の家系図からわかるように、孫の一人に **Sivard** という先祖帰りのともいえるサクソン系の名前を持つ聖職者があらわれている。征服者側が被征服者の名前を名乗ることは、この時点では考えにくいことから、<sup>(42)</sup> 同家もアングロサクソンの血を引いていたと言えよう。サクソン人 Arnulf of Chelsfield は Arnulf of Hesding とある時点から、単なる請負人を越えた封建的な主従関係を結び、一一六六年には、同家が負う騎士役は五と定量化されていた。

ところで我々の当面の課題からすると、四人兄弟の内一人がサクソン式の名前を名乗っていることが興味深

表 3 *Domesday Book* における Chelsfield の保有関係及び集落規模

保有者 I	保有者 II	保有者 III	地積	年価値	請負料	犁隊	村民	隷属農 <sup>※</sup>	奴隷
司教オド	Arnulf of Hesding	Arnulf Chelsfield	2	25	35	2/8	20	4	4

※bordariusの訳、他の用語及び単位は表2に準じる。

い。親が子に命名するときに、ある比率でサクソン式と大陸式の名前を与えていったのではないだろうか。なるほど、すべて大陸式の名前を与えれば、サクソンかどうか判別できないわけだから、こうした子供達に対する命名法が一般的かどうかは判断できない。しかし、サクソン式による命名と大陸式のそれとの割合が、後者に有利であれば、大陸式の名前は世代を重ねるごとに増加していくことになり、図1のグラフに近い傾向を示すであろう。

さて、Arnulf は家臣と一緒に Rochester 司教座附属修道院の祈禱盟約兄弟団に入会している。それを約した寄進書の証人の中に、ともに入会したものであろう家臣の名がある。そのなかで **Athelold** と司教の執事の **Simon** 兄弟が目をひく。前者の名前はサクソン式、後者の名前

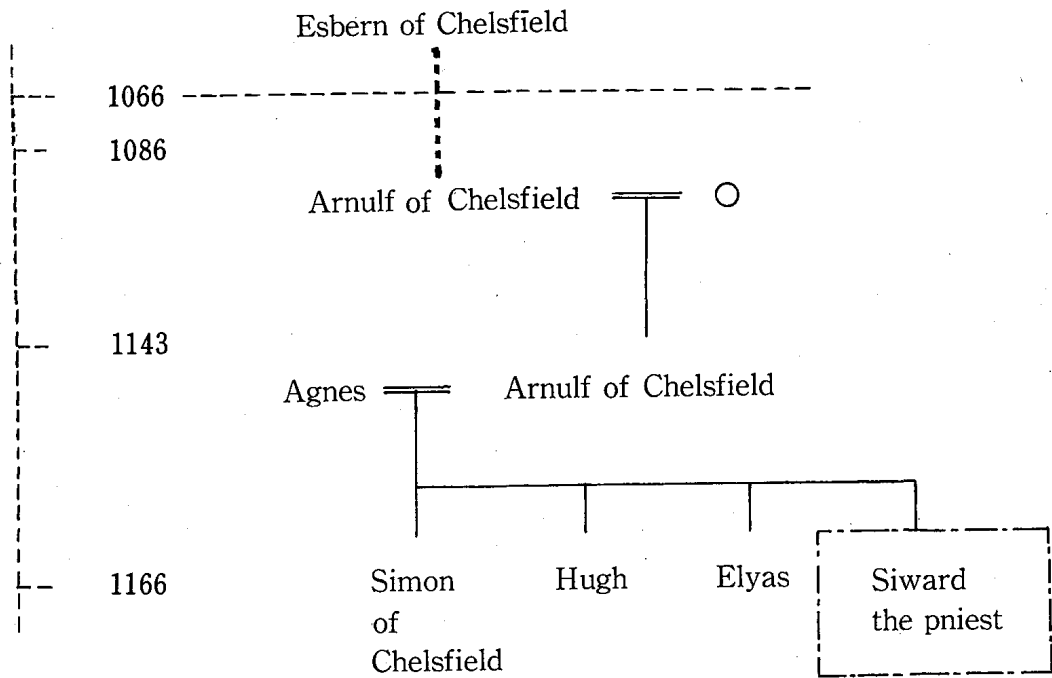


図 6 Chelsfield 家の家系図

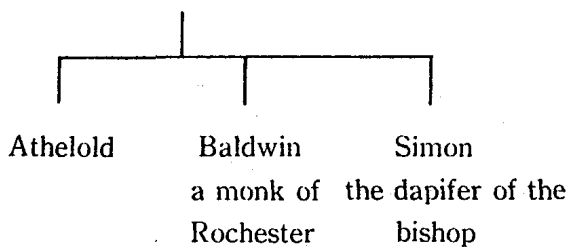


図 7 Athelold 家の家系図

は大陸式である。従って同家はサクソン人と言えよう。

Athelold は Athelold of Chelsfield とらうから、Chelsfield に住んでいた。<sup>(43)</sup> 彼は死に際して、修道院に寄進を行い、かつて主君と入会した祈禱盟約兄弟団への入会を修道院側に確認してもらった。その際の寄進内容が *Textus* に記録されている。寄進したものは馬と武器 (*suos equos et sua arma*) があり、彼が騎士であったことを示している。<sup>(44)</sup> このクラスで騎乗することが有り得るとすれば、Athelold よりも上の階層に属する例えば Robert や Arnulf が騎乗していたことは間違いない。同じ史料には

Athelold の兄弟で同修道院の修道士 Baldwin が記されている。同家は、Chelsfield 内の有力家系で、マナ内で在地領主 Arnulf と主従関係を結ぶ一方、戦時においては武器を携帯しうるサクソン騎士であり、ロチェスター修道院に修道士を出したり、Simon のような司教の執事を出し、また祈禱盟約兄弟団

を構成するような「在地勢力」であった。<sup>(45)</sup> 以上から家系図を作ると図7のようになる。

同家の系図を見ると、兄弟の内の一人がサクソン系の名前を継いでいる。そして司教座や修道院に関係した二人が大陸式の名前を持っている。これは偶然であろうか。この問題も含めて5で総括したい。

註

(31) F. M. Stenton, 'English Families and the Norman Conquest', *Transactions of the Royal Historical Society*, Fourth Series, vol. 25 (1944), p. 8.

(32) 但し、融合は征服直後から、程度の差はあれ進行していたことを忘れてはならない。両者が常に民族的に対立していたと考えるとするれば、それは時代錯誤であろう。Orderic Vitalis が「1107年」イングランドに平和が訪れ……村や町や都市でイギリス人とノルマン人は互いに友好的に暮らして、両者の結婚は相互に同盟の絆を作っていた。(O. V., vol. ii, p. 256)」と証言している。

(33) 以下全文を掲載する。  
 "Haec est conventio, quam fecit Geldeuunus monetarius cum episcopo Ernulfo et monachis Sancti Andreae apostoli, videlicet, quod concessit mansi-

onem suam, quae juxta cimiterium monachorum, quietam et liberam, quae reddit ei iiii<sup>or</sup> acros terrae pertinentes ad Borstelle, et vi pertinentes ad Deltam, aeternaliter possidendam Sancto Andreae, et monachis ejus, pro eo, quod idem monachi ipsum ad monachatum receperunt. Hujus conventionis Testes sunt ecclesiae Sancti Andreae prior Orduunus et totus conventus fratrum, Heruisus ejusdem ecclesiae archidiaconus, Radulfus clericus, et filius ejus Rodbertus, Stephanus filius Goduuni, Haimo filius Kenestani, Gudred filius Leofgeti, et alii plures Franci et Angli. (T. R., cap. 169, fo. 193r)" の文書の作成年代も、註(27)同様 archdeacon の Hervey が証人になつてゐることも確認される。一一一四年から一一二四年の間で作成された。Le Neve, *op. cit.*, pp. 78-79, 81.

(34) "De Aellingeham terra Sancti Andreae, quam episcopus Gundulfus dedit Goisfrido Talebot, retinuit idem episcopus omnem decimam omnium rerum ad opus monachorum suorum, quam et dedit illis aeternaliter possidendam. Coclandus de Escedene sepultus a nobis honorifice tribus filiis ejus sub brevi tempore defunctis, venit in capitulum nostrum cum uxore sua et pluribus amicis suis, et dedit nobis in aeternum possidendam quandam terram juxta murum

vineae nostrae ad orientalem plagam solidam et quietam ab omni censu et consuetudine, excepto quod quando civitas scotabit decem libras, tunc et nos scotabimus pro ipsa terra ad idem scotum tres denarios. Ipse autem et heredes ejus acquietabunt eam cum cetero feudo suo quod tenent de Heltone erga ipsum Heltonem et heredes ejus. De quodam quoque prato, quod Stephanus filius Goduini tenebat de illo, unde habebat singulis annis sedecim denarios, octo denarios concessit nobis, quia alios octo ante dederat hospitali domui infirmorum. (T.R., cap. 193, fo. 202r) Cocland と註(33)の Coc 世に人物でもいふか。

(35) 両者の関係は、拙稿『「ベインターの綴織」の三人の騎士』pp. 63-70.

(36) Le Neve, *op. cit.*, p. 4.

(37) “Ernulfus de hesding tenet de episcopo Ciresfel. ....modo xxv libris et tamen qui tenet reddit xxxv libras. (D.B., fo. 6c)”

(38) 拙稿「所謂“Norman Settlement”について」pp. 28-31. ケントのマンナは、ミンズラングの有核密集村落とは違つて、散居型の小村 (hamlet) の連合体の性格を帯びてゐる。また古くから小教区組織が展開し、小村の連合体を結び合わせる要の役割を果たして来た。マンナ小教

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

区の間には多様な関係が考えられ、それだけに村と村との間にさうした言葉の使用には注意が必要であるが、少なくとも Chelsfield での Domesday の時代になつた、それ自体が小教区でもある「村」でもある同時期のケントの村であった。ケントの社会・経済史上の特質については J.E.A. Jolliffe, *The Pre-feudal England* (Oxford, 1933) を参照。

(39) “Adam tenet de episcopo unum jugum in Ore..... Hanc tenent iii villani modo ad firmam, et reddunt xx solidos et tantundem semper valuit (D.B. i., fo. 10 b).”

(40) “Arnulfus de Cilesfelda dedit episcopo Gundulfo et Monachis Sancti Andrae Rofe, totam medietatem totius decimae suae de Cilesfelda, annonam scilicet, et agnos, et porcellos, et caseos, et vitulos, et pullos si ibi sunt equarum, et unum villicanum cum quinque acris terrae pro anima patris sui et matris suae, et pro se ipso. Et episcopus et Monachi susceperunt ipsum Arnulfum cum uxore sua, et homines suos quos et quot volebat, in fraternitatem, et in societatem totius beneficii ipsius ecclesiae, et super hoc fecerunt unum annuale missarum pro defunctis patre et matre. Et isti sunt testes hujus rei. Anselillus archidiaconus, Radulfus prior Cadomi,

Hunfridus monachus, Radulfus clericus, Simon dapifer episcopi, Atheloldus frater ejus, Wido Biset, Haimfridus dapifer Arnulf, et alii multi. (T.R., cap. 107, fo. 184r)"

- (41) 拙稿「所謂“Norman Settlement”について」pp. 34-36. “Hii sunt milites Pagani de Muntdubleil. Simon de Chelsfeld v milites.” Hubet Hall (ed.), *The Red Book of the Exchequer*, Roll Series no. 99 (1896, rep. 1986), pp. 297.

- (42) 旧稿におけるこの点を確認しながらまた議論を進めてしまふ論点が曖昧になつてしまつた。ここではこの点を訂正した。所謂“Norman Settlement”について p. 35 参照のこと。

- (43) “De Adeloldo de Cilefelda. (T.R., cap. 176, fo. 196)”.

- (44) “Adeloldus, frater Balduni nostri monachi, dedit nobis omnem suam decimam, etiam de mobili pecunia, et quando de hac vita migraverit omnem suam partem totius pecuniae suae, et praeter hoc suos equos et sua arma; et concessimus ei fraternitatem et societatem nostri monasterii. (T.R., cap. 114, fos. 184v-185r)”

- (45) ここで用いた「在地勢力」という言葉は、「在地領主」も含めて、場合によっては「在地領主」にもなる。

農村内部の有力者一般をさす意味で用いた。Atheloldのように、農村内部で「在地領主」と主従関係を結ぶこともあったろう。彼らは武装能力のある自由人であるが、*Domesday Book* では「在地領主」と同じくその名をなかなか見さない。ここから、一つの問題が生じる。それは、彼らが（「在地領主」も含めて）村落共同体の構成員であつたのか否か、という問題である。Domesday 調査が、王の巡回調査委員による、決められたサーキット内の州裁判集会ないしは郡裁判集会での質問形式で行われ、それに対する回答がまとめられた、とすれば、王側の意図的な書換えや省略がない限り、彼らが村民 (villanus) と一括記載されたのは、少なくとも彼らが、外に対しては共同体の構成員として行為したからではないか。共同体は、その内部に主従関係も含むような実質的な階層格差があつても、外に対しては共同体の名で行為するものである。但し、村落内の階層に顕著な格差が確認されており、その説明は次の問題であろう。本稿で展開してきたことは、十一世紀のケントにのみ妥当することかもしれない。しかし、ケントに関していえば、「在地領主」と「在地勢力」という言葉を、集落構造の説明のために必要とする理由がある。それは、註(38)で述べたように、ケントのマナが小村 (hamlet) の集合体という形をとり、マナ内の有力者の結合関係が、小村間の結合関係とも関係してくる可能性があるからで

ある。共同体については S. Reynolds, *Kingdom and Communities in Western Europe 900-1300*, (Oxford, 1984) や *Domesday Book* にしたがって、新近の E. Hallam, *Domesday Book through nine centuries* (London, 1986) を挙げておこう。

(補註) 同家は、征服前に Sutton と Aylesford のレイズ (Lathe) の力を持っていた Esbern の子孫である。

Arnulf は Esbern の息子の可能性がある。D. B., i. fo. 1c.

## 5

今回検討した人々は、農民上層部、それも「在地領主」層を中心とする「在地勢力」であり、隷属農民を含めた住民全部を対象とはしえなかった。なるほど彼らはノルマンの征服者と密接な関係に立たざるをえない人々であり、彼らの動向が一般的傾向を示していたとは即断できないであろう。しかし、それでも彼らが改名したのには偽らざる歴史的事実であり、そこにあらわれた次に述べる傾向は、すでに述べたように無前提で一般化することとは許されないにしても、他に事例が乏しいだけに明記する価値がある。

(1) 征服後、サクソン系住民のなかで名前を大陸式に変

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

える人がいた。その場合特に興味深いのは、字名に Henry といった大陸式の名前を持ってくる事例である。

(2) 征服後生まれた子供に対して、大陸式の名前を与えていった。その際、子供のうちの何人かには大陸式を、何人かにはサクソン式の名前を与えた例がある。その場合の両者の比率は前者の方が高い。

(3) もっぱら史料上の制約から以下に述べることは推測の域を出ないことを断っておきたいが、征服後から名前を変えた人々は「在地領主」や「在地勢力」であり、彼らは征服者達と接する機会が多かった人々である。Rober Latimer や Wilward や Arnulf にしても新しい主君との関係を円満にと望んでの改名であろう。さらに、司教の執事や修道士といった司教座及び附属修道院に関係するサクソン人の間でも、一〇七〇年以降のイングランド教会の人事の大陸化<sup>(46)</sup>の影響もあってか、改名が進んだようである。

(4) しかし、一方でサクソン人は大陸式の名前を字名で名乗ったり、子供の一部にサクソン系の名前を残したりして、アングロサクソンへの帰属性を確保していたことも、忘れてはならない。

(5) *Wihward* に代表されるような、名前の二重性は征服直後の緊張関係が原因であるとすれば、緊張の弛緩は、大陸式の名前を流行にしていたともいえる。図1に見られるように第二世代以降に大陸式の名前が急増していくのは、それが少なくとも自由人層のなかで政治的関係を度外視した「流行」に転じていったからであらうか。いずれにしても、この時期に進行する改名は、「サクソン」と「ノルマン」の融合の象徴であった。

最後に、*Textus Roffensis* を読みすすめるうちに、この史料集の一部が、ロチェスター司教座聖堂と附属修道院を核にした、周辺農村の一〇〇年頃の祈禱盟約兄弟団 (*Fraternity*)<sup>(47)</sup> の貴重な史料であることに気がついた。この団体は、騎士や有力農民からなり、しかも農村内部の主従関係もそのまま包含したものである。そこで次に我々は、その実体を説明する作業に入らなくてはならない。

征服後のサクソン系住民の改名問題を考えていくうちに、アングロノルマン期における農村の社会的諸関係の「もつれ」の中に入り込んでしまった。「もつれ」にいくほど改名の問題は重いということであらうか。共通の文化的基盤を持っていた集団が別の集団の名前を受け入

れるという文化断絶的な問題を一部なりと照射することは、その背後の社会諸関係を、ある時は薄く、ある時は鮮やかに照らすものである。ブリトン語の名前をつけるか否かは、<sup>(48)</sup>親が子供の市民権をかけて闘うこともある問題なのだから。

註

(46) 教会人事のノルマン化(大陸化)については、F. Barlow, *The English Church 1066-1154* (London & New York, 1979), pp. 54 を参照のこと。

(47) フラタニティについては、都市史の観点からこれを扱ったものや、貴族社会に関する研究はあるが、十一世紀から十二世紀にかけて、個別農村の豪農層レヴェルまでおりた実証的研究は管見にして知らない。関口武彦「ミューンヘンヴィラーのネクロロギウム」『史学雑誌』八十九一四(一九八〇年)、早川良弥「ヨーロッパ中世前期における貴族の親族集団」『西洋史学』一三二号(一九八三年)、坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の研究―都市史の底流―』(有斐閣、一九八七年)。

(48) 田中克彦『言語からみた民族と国家』(岩波現代選書、一九七八年) p. 63.